

留学生のための
ガイドブック
2024

愛国学園大学

目次

- 1 だいがくせいにかつ 大学生活について
 - 1-1 そうだんまどぐち 相談窓口
 - 1-2 りしゅう 履修
 - 1-3 しかく 資格
 - 1-4 じゅぎょう 授業
 - 1-5 しけん 試験、レポート
 - 1-6 がっこうぎょうじ 学校行事
 - 1-7 しよてつづき 諸手続き
 - 1-8 がくない 学内でのマナー

- 2 にほんたいざい 日本滞在について
 - 2-1 ざいりゅうしかく 在留資格
 - 2-2 しかくがいかつどう 資格外活動
 - 2-3 じゅうたく 住宅
 - 2-4 あんぜん 安全に暮らすために

- 3 そつぎょうご しんろ 卒業後の進路

1 大学生活について

1-1 相談窓口

- 学務課（1号館）：履修、成績、
諸手続き（休学、退学、復学、住所変更など）、
学生証、各証明書発行（在学証明書など）
- 総務課（2号館）：学費
- その他、学内生活に関する相談はクラス担任教員にしてください。
また、悩み事は教員による学生相談室での相談や外部カウンセラー
による相談もできます。進路についてはキャリア支援相談室（開室
日、時間は掲示されます）でも受け付けています。大学生活で困っ
たことがあれば何でも相談してください。

1-2 履修

- 「必修科目」は、卒業するために必ず単位を取らなければならない
科目なので、必ず履修してください。また、留学生は「外国人留學
生日本語支援科目」（日本語ⅠA、日本語ⅠB<1年次>、日本語ⅡA、
日本語ⅡB<2年次>）が必修となります。※N2合格以上取得で免除
詳しくは履修案内・講義要録を見てください。
- 原則として履修登録後の変更はできません。講義要録の授業内容や
評価方法等をよく読んでから履修するかどうか決めましょう。
- 後期分の科目については、年度の初めに履修登録をしますが、後期
授業開始後、履修登録変更期間に限り変更が可能です。前期の単位
取得状況に合わせて履修科目を再検討するようにしてください。
出席率に影響するため、慎重に検討しましょう。

1-3 資格

- ・ 所定の科目の単位を取得することで、「認定心理士」（日本心理学会による審査があります）、「上級秘書士」、「上級情報処理士」の3つの認定資格を取得することができます。必要科目については履修案内を見てください。また、日本語能力検定試験N1を取得すると就職等に有利となります。ぜひ取得を目指しましょう。

1-4 授業

- ・ 大学は、授業に出席し、研究に取り組む場所です。留学生であるこの意味をしっかりと考え、勉学に励むようにしましょう。
- ・ 無断欠席が続き、連絡がつかない状態が1ヶ月以上続くと、懲戒処分（訓戒、停学、退学、除籍）となる可能性があります。
- ・ 授業中、携帯電話での私用通話、私用メールはできません。授業開始前に電源を切るかマナーモードにしておいてください。
- ・ 授業に関する注意点は、担当教員によって異なる場合があります。遅刻、早退の扱いや評価方法などは担当教員に確認してください。

1-5 試験、レポート

- ・ 試験を受ける際は学生証を提示しなければなりません。提示しない場合は、試験が受けられません。
- ・ 試験中に他の学生の答案を見る等の不正行為が発覚した場合、その科目は不合格になります。場合によっては、その学期に受験した一部または全部の科目が不合格になります。絶対にしないでください。
- ・ インターネット等からのコピーだけで作成したレポートは、認められません。絶対にしないでください。

1-6 学校行事

- ・授業以外の主な学校行事には、以下のものがあり、原則として全員出席が求められます。自分と違う国や地域出身の学生と交流でき、いろいろな言語や文化に触れる機会にもなるので、積極的に参加しましょう。

4月：入学式、新入生歓迎会

11月：大学祭（撫子祭）

1月：卒業論文発表会、卒業生を送る会

3月：卒業式予行、卒業式

- ・学校行事への出席状況は、通常授業と同様、奨学金申請時の選考基準に含まれます。また、就職活動（履歴書や面接での自己アピール）においても重要となるので、積極的に参加しましょう。

1-7 諸手続き

- ・休学や退学を希望する場合は、まず自分のクラス担任教員に相談してください。その後、所定の様式に則って書類を作成し、学務課に提出してください。休学開始予定日もしくは退学予定日の2週間前までに必ず手続きをおこなうようにしてください。
- ・年度の途中で退学を希望する場合でもその年度の学費（授業料、設備費、その他の納入金）が完全に支払われていないと除籍となります。「除籍」は、「退学」と違い、大学に入学・在籍していた記録が全て消去されますので注意してください。
- ・在留カードは常に持つようにしてください。提示を求められた際は従うようにしてください。
- ・住所や電話番号の変更があった場合は、すぐに学務課と総務課、クラス担任教員に届け出てください。

- ・休暇中に帰国するなど日本を出国する際は、必ず学務課に「海外旅行届」を提出しクラス担任教員にも行き先と期間を伝えてください。
※Google フォームからも申込みできます。
- ・大学に来たら必ず学生玄関にある掲示板を確認するようにしてください。また、呼び出しがあった際はすぐに事務窓口に申し出てください。

1-8 学内でのマナー

- ・大学は学生や教職員が勉強や仕事をする場です。お互い快適に過ごすためにも、他人に迷惑をかけないよう基本的なマナーを守りましょう。
- ・大学構内の美化を心がけましょう。特に、ゴミは分別の表示にしたがってゴミ箱に捨てるようにしてください。
- ・校内は土足禁止です。学生玄関で上履きに履き替えてください。
- ・学生ホール（食堂）以外での飲食は禁止です。
- ・A205 情報処理室では勉強をしている人もいます。なるべく静かに作業をしましょう。
- ・掲示板に貼られた掲示物には、大学からの重要な連絡事項が書かれています。勝手に剥がしたりしないようにしてください。
- ・他の人が持っているもの（傘、靴、教科書等）を無断で使用したり、勝手に持ち帰ったりしてはいけません。
- ・自分や他の人の個人情報（住所、電話番号、生活状況等）を別の人に教えてはいけません。
- ・大学内に家族や友人等を連れてくる際は大学の許可が必要です。

2 日本滞在について

2-1 在留資格 (ビザ)

- 本学で「留学生」とは、学生としての在留資格を指します。その他の在留資格（「日本人の配偶者等」など）に変更した場合は「留学生」ではなくなり、留学生としての権利（授業料の減免や留学生向け奨学金の申請等）は失われます。
- 大学での取得単位数が少ない場合や出席率が非常に低い場合には、留学生としての在留期間更新の審査が厳しくなり、更新が不許可となることがありますので在留資格更新の手続きに気をつけてください。休学後に復学する場合も気をつけましょう。
- 在留手続きは、住んでいる地域の出入国在留管理庁に行ってください。
- 1日でも在留期限が過ぎると不法滞在とみなされるので在留期間更新の申請を遅れないように注意してください。
- 更新手続きは、健康保険（国民健康保険など）に加入していないと更新手続きはできません。
- 退学・除籍となった場合、大学から文部科学省と法務省に報告する義務があります。出入国在留管理庁にも連絡されるため、結果として留学生としての在留資格は失われ、在留期間の更新はできなくなります。そのまま日本にいと、不法滞在になります。
- 在留カードは常に持つようにしてください。提示を求められた際は従うようにしてください。

【在留に関する相談センター】

がいこくじんざいりゅうそうごう
*外国人 在留総合インフォメーションセンター 東京
〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30 東京出入国在留管理庁内
TEL 0570-013904 (IP, 海外: 03-5796-7112)

がいこくじんそうごうそうだんしえん
*外国人総合相談支援センター

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」11 階
しんじゅく多文化共生プラザ内

TEL 03-3202-5535

2-2 しかくがいかつどう 資格外活動 (アルバイト)

- 資格外活動を行うには、ちいき地域の しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう 出入国在留管理庁に許可をもらわなければなりません。また、ビザの更新時には、こうしんじ 出入国在留管理庁で資格外活動許可の申請を再度行ってください。
- アルバイトは始める時は必ず学務課窓口へ届け出てください。
- アルバイトができる時間は、週 28 時間以内 (長期休暇中は 1 日 8 時間以内) です。この範囲内で、はんいなく 学業に支障がないようにしてください。
- ふうぞくえいぎよう 風俗営業 (スナック、キャバレー、まーじゃん 麻雀・パチンコ店、ゲームセンターなど) や せいふうぞくとくしゅえいぎよう 性風俗特殊営業 (風俗エステ、ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、アダルト画像映像など) で仕事をする事 (受付や掃除、ピラ配りも含めて) は きんし 禁止されています。違反すると在留資格が取り消され、ばっきん 罰金や きようせいたいきよしよぶん 強制退去処分になることもあるので、ほうりつ 法律を守ってアルバイトをしましょう。
- さき アルバイト先から ざいせき 在籍の有無について しょうかい 照会があった際、さい 回答する かいとう 場合があります。

2-3 住宅

- ・アパートを借りる際には、連帯保証人が必要となります。大学の教職員が留学生の保証人になることはできません。頼める人がいない場合は賃貸保証会社を利用できるので、不動産会社に相談してください。
- ・「家賃」とは1か月分の部屋代です。通常は月末までに翌月分の家賃を前払いすることになっています。その他、不明な点は契約する前に不動産会社に問い合わせましょう。
- ・賃貸契約に違反するようなことはしないでください。また、隣近所とトラブルにならないよう、ゴミ出しのルールは守り、生活音等には注意して生活しましょう。

2-4 安全に暮らすために

- ・事故や犯罪に巻き込まれないよう、知らない人には着いていかない、暗くて人通りのない場所には行かない、危険な場所に近寄らないなど、気をつけて生活しましょう。
- ・交通事故に遭ったら、その場ですぐに救急車(119)や警察(110)に電話してください。
- ・万が一警察に拘束されたり、出入国在留管理庁に収容されたりした場合は、弁護士に連絡するなどの必要がでてきます。自己責任で手配してください。
- ・犯罪に使われる可能性があるのも、身分証明書(パスポート、国民健康保険証、在留カードなど)の貸し借りをしてはいけません。また、携帯電話の名義、銀行の通帳は他人に渡してはいけません。
- ・「振り込め詐欺」に注意しましょう。身に覚えのない請求には必ず警察や大学に相談しましょう。

- 国民健康保険は必ず加入しなければいけません。
- 道端に放置されている自転車を手を使ってはいけません。盗んだとみなされ、警察に取り調べられることがあります。

3 卒業後の進路

- 卒業後の進路には、大学院等への進学、本学の研究生（最長2年間）、就職などがあります。自分の進路を見据えて、大学生活を送るようにならしてください。なお、就職に必要な推薦状は本学で設けている条件を満たしていないと発行できません。詳しくは学生掲示板に掲載してあるので確認してください。
- 本学には、必修科目（「キャリアデザインⅠ<2年次>」、「キャリアデザインⅡ<3年次>」）以外に就職対策を目的とした授業科目（「秘書学概論」など）が用意されています。就職を希望する人は積極的に受講しましょう。
- 日本で就職する際、各種資格を取得していると有利になります。ぜひ日本語能力検定試験N1取得を目指しましょう。「特定活動46号」の在留資格を申請することができます。本学で取得できる認定資格は「認定心理士」「上級秘書士」、「上級情報処理士」があります。
- キャリア支援相談室（1号館1階）には、求人情報や就職に関する情報誌が自由に閲覧できるほか、専用のパソコンも備え付けられています。ぜひ活用してください。
- 進路に関する相談を希望する場合は学務課に申し出てください。
- 日本での就職を希望する人は、キャリア支援委員会のセミナーへ積極的に参加するようにしましょう。

【留学生向けの就職情報】

にほんがくせいしえんきこう
* 日本学生支援機構 留学生事業部国際奨学課

〒135-8630

東京都江東区青海 2-2-1

TEL 03-5520-6030

しんそつおうえん
* 千葉新卒応援ハローワーク

〒260-0028

千葉県千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 1F

TEL 043-307-4888

とうきょうがいこくじんきょう
* 東京外国人雇用サービスセンター

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー13F

TEL 03-5361-8722

【その他留学生向け情報】

* 東京出入国在留管理庁 千葉出張所

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティーセンター内

TEL 043-242-6597

* 東京出入国在留管理庁

〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30

TEL 0570-034259 (ナビダイヤル)